

児童相談所開設に伴う江戸川区児童福祉審議会設置について

1 児童福祉審議会について

児童福祉法で定められた事項を調査審議するため、都道府県や政令市、児童相談所設置市に合議制の機関を設ける。

2 江戸川区の児童福祉審議会について

令和2年4月より、区長の附属機関として設置。全委員15名で行う本委員会（年1～2回）のほか、特定の課題について審議するため、以下の部会を設置する。

（1）子どもの権利擁護部会

① 主な内容

- ・児童相談所のとるべき措置等（児童養護施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例等）について諮問を受けて答申する。
- ・被措置児童等虐待（児童養護施設や里親等に措置した児童について、施設職員や里親からの虐待があった場合）に係る措置について報告を受け、その措置について意見を述べる。

② 委員構成

5名（児童福祉に係る学識経験者、小児科医、精神科医、弁護士）

③ 開催頻度（予定）

月1回

（2）里親認定部会

① 主な内容

- ・里親の認定の適否について諮問を受けて答申する。
- ・里親の登録の更新・継続にあたり、更新・継続が不相当と認められるもの及び適否の確認を要するものについて、諮問を受けて答申する。

- ・里親の登録の更新を行ったときに報告を受ける。

② 委員構成

6名（社会的養護に係る学識経験者、児童福祉施設関係者、精神科医、弁護士）

③ 開催頻度（予定）

2か月に1回

（3）児童福祉施設部会

① 主な内容

- ・保育所等の設置認可にあたって、諮問を受けて答申する。
- ・児童福祉施設に対する事業停止命令を行うにあたって、諮問を受けて答申する。
- ・認可外保育施設等に対する事業停止命令または閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申する。

② 委員構成

5名（保育に係る学識経験者、会計士、建築士）

③ 開催頻度

年5回程度